

# 総務委員会会議記録（第1号）

令和7年 9月26日

福島県議会

## 1 日時

令和7年 9月26日（金曜）

午前 10時56分 開会

午後 3時 6分 散会

## 2 場所

総務委員会室

## 3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

## 4 出席委員

委員長	高宮光敏	副委員長	渡辺康平
委員	渡辺義信	委員	宮川えみ子
委員	古市三久	委員	水野さちこ
委員	三村博隆	委員	江花圭司
委員	猪俣明伸		

## 5 議事の経過概要

（午前 10時56分 開会）

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総務委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

異議ないと認め、渡辺義信委員、宮川えみ子委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外9件、議員提出議案第103号外2件及び請願4件である。

また、「陳情一覧表」を手元に配付している。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのように進める。

この際、本委員会の国に対する要望活動について述べる。

このことについては、6月定例会において正副委員長に一任との決定がなされ、去る7月29日に実施したが、その概要については手元に配付しているので確認願う。

これより総務部の審査に入る。

直ちに議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外7件を一括議題とする。

直ちに、総務部長の説明を求める。

総務部長

（別紙「9月県議会定例会総務委員会総務部長説明要旨」説明）

高宮光敏委員長

続いて、総務課長の説明を求める。

総務課長

（別紙「議案説明資料」説明）

高宮光敏委員長

続いて、税務課長の説明を求める。

税務課長

（別紙「議案説明資料」説明）

高宮光敏委員長

続いて、人事課長の説明を求める。

人事課長

（別紙「議案説明資料」説明）

高宮光敏委員長

続いて、施設管理課長の説明を求める。

施設管理課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

続いて、市町村行政課長の説明を求める。

市町村行政課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

宮川えみ子委員

総 1 ページの庶務業務集中処理化推進事業について、旅費条例等の改正に伴うシステム改修には相当の時間を要するとの説明だが、改修の内容を聞く。

職員業務課長

旅費制度の改正に伴い、経路検索ソフトウェアの導入や宿泊費を手入力できるようにするなど、実費計算を可能とする大規模な庶務システムの改修を予定している。

また、令和 9 年 4 月の条例施行に向けて、今回の大規模な改修が円滑に運用できるよう十分な検証期間を設けていることなどから記載の期間、金額となっている。

宮川えみ子委員

全国的な旅費制度の見直しになると思うが、国では改正について一定のルールを示したり研修を行ったりしているのか。

人事課長

今回の旅費制度の改正は国の旅費法（国家公務員等の旅費に関する法律）の改正を踏まえ、国に準拠すべき点と本県の実態に合わせる点に分けて整理した。例えば、日当の廃止や実費化については国に準拠しているが、定額支給については県独自の対応として残したものである。

古市三久委員

関連して質問する。改正後の旅費制度の施行までに時間を要するのは、システム改修以外にも何か理由があるのか。

人事課長

大規模なシステム改修であるため相当な期間が必要であることも一因であるが、

旅費の具体的な内容の検討や他県が実施しているものを本県でも導入できるかなどの検証を行う期間として考えている。

古市三久委員

従前の旅費条例は、改正から何年経過しているのか。

人事課長

国の旅費法は、昭和25年に制定された後は大きな改正はされずに令和7年4月1日改正までの70年以上、定額旅費の考え方で運用されてきた。

古市三久委員

確かに条文にある「日当」などからは昭和時代を感じる。改正後の包括宿泊費とはどのような内容か。

人事課長

包括宿泊費とは、新幹線代などの交通費と宿泊費を旅行代理店などがパッケージ化したパック料金のことであり、今回の改正で新たに追加されるものである。

古市三久委員

これまでの旅費制度での日当、宿泊費などの額に比べて、包括宿泊費では支給額が非常に少なくなるのではないかと感じる。今の社会の現状に合わせた改正内容になっているのか疑問であるが、どうか。

人事課長

実費支給の考え方は、出張に要した費用を旅費として支給するというものである。

インバウンド需要などで首都圏等の宿泊費が高騰しており、職員からは今の定額旅費では不足額が生じるとの声も聞く。財務省が定めた上限額までの実費支給を可能とする制度改正であり、支給額が増減するものではないと理解願う。

古市三久委員

実費支給は、税金を適正かつ効率的に使うという意味では妥当であると理解する一方で、これまでの概念からするとかなり厳しく感じる。旅費制度の改正による旅費の予算額の増減はどの程度か。

人事課長

旅費総額での予算額の増減については現在試算できていないが、日当の廃止により予算額が減少するものと認識している。また、先ほど述べたとおり、首都圏等での宿泊費について、これまでの定額での支給額との差が生じることなどから、一概

に計算できない。旅行命令に関しては予算の範囲内での旅行が原則であり、旅行命令権者の判断によってはオンラインでの会議への出席なども考えられるため、予算に関しては想定が難しいが、執行上は問題ないと考えている。

古市三久委員

今まで70年間も旅費制度を改正してこなかった点に問題があり、本来であれば実情に合わせて機動的に適正に改正する必要があると思っている。

今後、国の旅費制度の改正にかかわらず、経済情勢の変化に合わせて県独自での旅費条例の改正は考えているのか。

人事課長

県としては、やむを得ず旅費制度の変更を要する場合は検討を進めていく考えである。

古市三久委員

県の条例であるため県で改正することは可能である。今後は、社会情勢の変化に合わせた条例改正が必要になってくることも考えてほしい。

次に、外国旅費の改正点を聞く。

人事課長

内国旅費と同様に外国旅費も基本的に実費支給となる。

古市三久委員

航空賃なども実費支給になるのか。

人事課長

旅費条例上、外国旅費の航空賃、その他の交通費等に適用される。

古市三久委員

今後は、70年に1回しか改正しないような条例ではなく、社会情勢の変化に合わせた適時適切な制度改正が必要ではないか。要望である。

宮川えみ子委員

議案第4号福島県森林環境税条例の一部を改正する条例について、名称変更の理由と5年間延長する理由について聞く。

税務課長

まず、名称変更については、国税と名称が同一であるため、農林水産部が所管する福島県森林審議会において名称変更が検討され、農林水産部においても検討した

結果「ふくしま森林づくり県民税」に変更したと承知している。

次に、課税期間を5年延長することについては、同様に福島県森林審議会の答申によるものであり、その内容を受けて条例を改正するものである。

宮川えみ子委員

年間の収支見込みはどの程度か。

国税分についても分かれば教えてほしい。

税務課長

ここ数年は年間11億円程度で推移している。

国税については手元に資料はないが、税額は県が年額1,000円、国も1,000円と同額であることから、おおむね同額と推測される。

宮川えみ子委員

課税対象者数を聞く。

税務課長

均等割の課税者が約93万7,000人であるため、おおむね同程度の人数であると承知している。

宮川えみ子委員

この税金については、国と県の二重課税ではないかとの県民の声も多い。国と県が徴税することになった経緯について聞く。

税務課長

農林水産部の所管ではあるが、県の森林環境税については、森林所有者自らが経営管理する水源区域や水源涵養機能が特に高い区域内の荒廃が懸念される森林が対象となっている。一方で、国の森林環境税については、森林所有者による経営や管理が困難で市町村に管理を委託した森林が対象とされており、課税の対象が異なると整理されている。

宮川えみ子委員

全国的にはどのような状況か。

税務課長

全国では37道府県で課税されている。

宮川えみ子委員

今、森林をはじめ気候危機も含めた様々な環境問題についての対策が必要である

と思うが、二重課税は問題があるとの意見を述べておく。

古市三久委員

関連して質問する。税収は全て農林水産部に分配する流れか。

税務課長

県の森林環境税については、全て農林水産部で所管し森林関係の事業に使われて  
いる。

宮川えみ子委員

総45ページの議案第21号の事業費の増額理由について、電源車の使用に耐えられ  
るよう電圧を変更するとの説明であったが、事業開始前に想定できなかったのか。

施設管理課長

災害時における業務継続の観点から、停電時に高圧電源車の接続が必要であると  
判断し変更しようとするものである。

宮川えみ子委員

なぜ事業計画時に高圧電源車の接続は想定されなかったのか。昨今の気候危機と  
もいうべき猛暑や様々な災害が頻発している状況への認識が、当初の計画時よりも  
強くなつたのではないかと思う。様々な事業を計画していく中で、災害への対応が  
追いつかず変更が必要になることもあると思うため、その点について県の考えを聞  
く。

施設管理課長

新築する郡山合同庁舎について、自家発電設備や蓄電池の整備により一定時間の  
業務継続を確保すべく計画していたが、高圧電源車の接続を可能とすることにより  
さらなる業務継続を図るため変更するものである。

宮川えみ子委員

事業費の単なる変更ではなく、やはり当初の基本的な考え方が甘かったのではないか。

施設管理課長

より一層の業務継続を図りたいという観点で変更するものであり、その点を理解  
願う。

宮川えみ子委員

理解はしにくいが、この点については以上とする。

次に、議案第22号について、冷房能力の強化に係る契約変更との説明であり、これについても当初の見込みが甘かったと思うが、どうか。

施設管理課長

空調設備の拡充であるが、新郡山合同庁舎1階共用部分の冷房能力が不十分であると判明したため、共用部分1階吹き抜け部分の冷房能力を確保するため、冷房機器を増設するものである。

宮川えみ子委員

設計段階で冷房能力が不足することは分からなかったのか。

施設管理課長

当初設計の冷房能力で可能であると見通していたが、冷房能力を十分確保するために機器の変更が必要であるとの判断に至った。

宮川えみ子委員

議案第21号、第22号ともに当初の判断が甘かったと指摘しておく。

気候危機の中でもあることから、様々な事業を計画する段階で気候変動等を十分考慮してほしい。

古市三久委員

高圧電源車はどこから調達するのか。

次に、新しい郡山合同庁舎には太陽光発電装置は設置するのか。

施設管理課長

まず、高圧電源車の調達については、今後、契約を締結する予定の電力需給者と調整して決めていく。

次に、太陽光パネルは設置する予定である。

古市三久委員

太陽光で発電した電気を蓄電池に貯めておくと思うが、蓄電池の容量はどの程度か。

施設管理課長

手元に資料がないため後ほど回答する。

古市三久委員

蓄電池の容量や停電時における業務の持続可能時間などを考慮してどのように設計しているのか。また、合同庁舎の吹き抜け部分に必要な冷房能力など、技術的な

ことについて判断できる技術者は県にいるのか。

施設管理課長

設計は外部に委託しているが、管理監督については県の技術職が内容を確認している。

古市三久委員

管理監督は県が行うと思うが、設計段階で冷房装置の大きさが空間に対して十分であるかなどの判断が必要である。その判断ができる専門家が県にはいるのか。当初の設計どおりに進める中で不足が生じる場合もあるため、不足分を補正予算に計上することはやむを得ないと思うが、設計段階での検証もやはり必要である。その辺りを今後の課題としてぜひ考えてほしいとの要望である。

高宮光敏委員長

議案に対する質疑の途中であるが、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午前 11時58分 休憩)

(午後 1時 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

この際、施設管理課長より発言を求められているのでこれを許す。

施設管理課長

古市委員から質問があった新郡山合同庁舎の太陽光発電の規模等について、発電規模は100kWh、蓄電池は95kWhである。太陽光発電により新しい合同庁舎で使用する電力の約10%は賄えると見込んでいる。

高宮光敏委員長

休憩前に引き続き、議案に対する質疑を行う。

質疑のある方は発言願う。

古市三久委員

新郡山合同庁舎での停電時に蓄電池は何時間持つか。

施設管理課長

停電時は非常用発電装置と合わせて稼働するため、蓄電池のみの維持時間は試算していない。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

江花圭司委員

私の地元喜多方市ばかりでなく須賀川市や他の市町村の財政状況が悪化している。その背景として、令和元年以降の複合的災害からの復旧費用について、国の査定から漏れた部分などを市町村の一般財源から支出したり、財政調整基金を取り崩して対応したりしていることが要因となっている。

そこで、市町村財政課は、財政状況が悪化している自治体への今後の支援をどのように考えているのか。

市町村財政課長

須賀川市、喜多方市における財政状況の悪化、財政調整基金の減少は承知している。県としては、財政状況が厳しい市町村が健全な財政運営を継続できるよう、中長期的な視点に立った財政診断や財政計画の策定などを通して、各市町村の実情や財政状況を踏まえた技術的な助言を行っている。また、市町村の財源確保に資するため、市町村振興基金による無利子または低利貸付け等を行っているところである。各市町村の課題等を丁寧に聞きながら、健全で持続可能な財政運営が行えるよう今後とも支援を行う考えである。

江花圭司委員

国、県、市町村が3分の1ずつ財源を負担する制度について、当該支援制度に手を挙げられない自治体が多く、また、制度を利用したい住民からは、自分たちの市町村には使える補助制度や支援制度がないから何とかしてほしいとの要望もある。こうした自治体に対して県で事業化が必要であると思うが、総務部長の答弁を求め

る。

#### 総務部長

委員指摘のとおり、財政状況が厳しい市町村は多々あると認識している。今後、財政状況などを総合的に勘案した制度の構築に努めていく。

#### 渡辺康平副委員長

須賀川市も経常収支比率が101.2%であり、人件費、扶助費、庁舎管理費等が5年間で30億円以上増えている。同市においては、令和元年東日本台風、新型コロナウイルス感染症、物価高対策、東日本大震災で倒壊した庁舎、公共施設の建て直し、市民交流センターの新設など、これらの維持管理費が増大し経常収支比率が上昇している。県内の市町村で全体的に経常収支比率が上昇しており、今後、県内全市町村の問題になると思われる。今説明があった中長期の財政診断、財政計画の策定も必要だが、やはり市町村が求めているのは地方交付金の確保である。市町村単独で国に要望しても弱いため、県が国と市町村の間に入って一体的な要望活動を行い、交付金の確保に力を注いでほしいとの声が非常に強い。こうした取組は現状では困難と聞いているが、千葉県調布市や秋田県大館市では、県と市が一体となって国へ要望した事例があると聞く。本県でも市町村と一体となって交付金の確保に向けて努力すべきと思うが、県の考え方を聞く。

#### 市町村財政課長

県としては、地方財源の充実確保に向けて、6月の政府要望や全国知事会、北海道東北地方知事会等を通じて、これまで国に対し様々な要望を行ってきた。市町村財政が困難な状況にあることを踏まえ、引き続き国にしっかりと訴えていく。

#### 渡辺康平副委員長

国へ要望しているとの答弁であるが、実際にはその要望内容は多くの項目の中の一つである。本県の復興として浜通り12市町村に重点を置いていたため、現在、そのほかの市町村で財政危機の問題が起きている。このことに対して浜通り以外の市町村から非常に大きな不満が出ていることも踏まえて、県の要望の優先順位を上げてほしい。

次に、県市長会からの予算要望では、県の施策立案に当たっては市町村の負担を前提としない制度とするか、新たに市町村の負担を伴うものについては十分な時間を取り事前に各所と調整すべきとの内容である。国や県の事業に対して市が一部負

担するような制度は限界が来ているという実情から、一丁目一番地に要望として上がっている。そうした背景を踏まえて今後の県の施策の在り方について県の考えを聞く。

市町村財政課長

市町村の実情を踏まえた負担の在り方については、各関係部局において多様な補助金や事業施策があることから、県と市町村が共通認識を持ち、同じ方向を向いて進めていけるよう協議していく。

渡辺康平副委員長

市町村財政課長の答弁は承知した。

次に、新たな市町村負担を伴う県の施策立案に係る調整については、県の財政面からどのように考えるのか。

財政課長

市町村からの要望等を踏まえ検討していきたい。

古市三久委員

市町村財政課としては、財政状況が厳しい市町村をどのように把握し対策を講じるのか。財政状況が悪化する前の段階で指導していく必要があると思うが、県の考えを聞く。

市町村財政課長

毎年度、前年度決算の数値から導き出せる健全化判断比率を公表している。先日、令和6年度について速報値を公表したところであり、県内市町村において基準を超えて悪化したところはないが、江花委員指摘の須賀川市、喜多方市など健全化判断比率には現れない厳しい財政状況もあると認識している。過去には、厳しい財政状況となった市町村に対して、財政診断や財政計画の策定などを支援しながら将来健全な運営ができるように技術的助言等を行っている。

古市三久委員

昨年度の決算では危険な水域に入っている市町村はないとの理解でよいか。

市町村財政課長

現在県が持っている数値を見る限りでは、危険な水域に達している市町村はないと認識している。

古市三久委員

県職員の週休3日制を検討していることについて、背景として県内の人材の定着が課題であること、県職員採用試験の受験倍率が大幅に低下していることなどがあると思うが、実施に向けた今後の進め方について聞く。

人事課長

現在、他県の取組を調査中であり、具体的な開始時期は答えられないが、働き方改革の一環としてしっかりと取り組んでいきたいと考えている。

古市三久委員

週休3日制は働き方改革としてはよいと思うが、そう簡単にできることではないと思う。職員数の問題や誰かに負担がかかるのではないかとの懸念もある。また、働き方改革は週休3日制の導入だけではないため、柔軟かつ多様な働き方ができるよう制度を改革していく必要がある。週休3日制の導入によって会計年度任用職員の増員や県の通常の事務事業が停滞することもあってはならない。

週休3日制導入の背景として県職員の人手不足があると思うが、県職員採用試験の受験倍率が下がっていることについて、県はどのように認識しているのか。

人事課長

令和7年度の大学卒業程度試験の最終倍率は全ての職種でかなり低い値であった。特に行政事務で1.6倍であり、非常に低いと認識している。

人事委員会の所管ではあるが、行政事務については、昨年度から先行実施枠を設けて試験を行っている。今年度も先行実施枠試験を行っており、採用予定人員35名に対して申込者数256名と一定の成果を上げていると考えている。しかし、従来の試験への受験者が先行実施枠にある程度流れている可能性も考えられること、定員割れした職種について2回目の試験が実施されていることから、全体的には受験者数が減っていることを認識し、先行実施枠による効果も総合的に検証しながら、検討を進めていきたい。

古市三久委員

人手不足で全国的に倍率は下がっていると思うが、全国の状況について調査しているのか。

人事課長

他県の状況については、試験制度や採用予定人数の違いなどから同じ条件での比較はできないが、北海道・東北ブロック会議等において他自治体の受験倍率状況等

の推移について情報を共有している。実際、全国的に受験可能年齢層の人数が減少していることもあるため、他県と情報交換をしながら本県を希望してもらえるような取組を進めていく。

古市三久委員

本県は他県と比べて倍率は高いのか低いのか、全国的な位置はどの辺りか。

人事課長

先ほど述べたとおり、募集人員の違いなどにより他県と比較することはできないが、全国的な傾向として募集倍率は下がっている。

古市三久委員

募集人員に違いがあることは理解できるが、募集人数と受験者数により競争倍率の高低を単純に比較できるのではないか。競争倍率が低いということは本県を希望する人が少ないということでもある。このように相対的に考えた場合に本県の倍率は全国でどの辺りか。

人事課長

他県との単純な比較が難しいことは先ほど述べたとおりである。

今年度は、任期付職員試験の東京会場での実施や東京都の協力を得て受験者層の目に止まる場所へのポスターの掲示など効率的なPRに取り組み、昨年度よりも首都圏から多くの応募があった。全国的な競争の中で、獣医師や薬剤師など様々な職種の受験者の確保に向けてしっかりとPRし、本県を選んでもらえるよう引き続き取り組んでいく。

古市三久委員

東京で試験を実施しているのは本県だけなのか、他県でも実施しているのではないか。

人事課長

本県だけではない。

古市三久委員

先ほどから私の質問に全く答えていない。本県職員採用試験の受験倍率は全国でどの位置にあるのか改めて聞く。

人事課長

手元に資料がないため答弁を控える。

古市三久委員

受験倍率が低いため東京でも試験を実施しているのではないのか。

人事課長

そのとおりである。

古市三久委員

首都圏まで出向かなければ受験者を確保できない中で、週休3日制など多様な働き方改革は他県でも取り組もうとしている。例えば、鳥取県では働き方改革として専門職正規職員の短時間勤務職員制度を設け、他県との差別化を図っている。

週休3日制導入の検討に当たっては、働き方改革の一つとして多様な人材の確保、働きやすい職場環境づくり、そして本県は特に若年女性の県外流出が課題であるため、会計年度任用職員ではなく正規職員として県内で働く環境をつくっていく必要があると思うが、県の考え方を聞く。

人事課長

まず、週休3日制度について改めて説明する。現在の週休2日に加えて単純に1日休みが増えるものではなく、1週間の勤務時間38時間45分を変えずに、例えば、月曜～木曜日の勤務時間を増やし金曜日に休むなど、総労働時間は変わらない働き方である。

次に、鳥取県の取組について、保育士、看護師、臨床心理士などの免許取得者を対象に鳥取方式短時間勤務（あらかじめ年間を通じて1週間当たり9時間程度の働き方支援休暇を取得することにより、1週間当たりの勤務時間を30時間等とする勤務形態）による正規職員を採用するものである。

さらに、高知県では正規職員の短時間勤務職員採用枠を設け、1週間につき10時間を超えない範囲の無給休暇を取得できる制度を新設した。

こうした他県の取組も参考にしながら、育児・介護、障害により短時間勤務を希望する人などそれぞれの理由に寄り添いながら、本県としてどのような制度がよいのか検討を進めていく。

古市三久委員

先進県を参考に本県独自の人材確保につながる働き方改革の制度をつくり、競争力を高めるべきである。本県の人口を増やし若年女性の県外流出を防ぐためにもどのような制度改革をすべきか検討する必要がある。

次に、会計年度任用職員については、石破総理も去年の所信表明などで制度の見直しや短時間勤務職員の正規職員化を考えいかなければならないと発言していることからも、働き方改革は喫緊の課題であるため、県はしっかりと検討しなければならないと思う。現在の会計年度任用職員制度では均衡、公平な処遇になっていないと思うため、正規職員化も含めた制度設計が必要であり、職員が働きやすく子育てもしやすい制度改革をしてほしいが、県の考えを聞く。

人事課長

福島県職員人材育成・確保基本方針を策定し、その方針にのっとり働き方改革の視点も踏まえて人材の確保、育成、定着に資する取組を進めていく。

古市三久委員

基本方針はこれからつくるのか。

職員研修課長

福島県職員人材育成・確保基本方針を今月中に策定する予定である。

古市三久委員

私が述べた内容をしっかりと踏まえて具体的な計画を策定するとともに、取組の公表により本県の信頼度を高め、人材確保に努めてほしい。

次に、本県の会計年度任用職員について、一般行政職員数は何名か。

人事課長

420名である。

古市三久委員

事務補助職員、技能労務職など県全体での会計年度任用職員数は何名か。あわせて、420名のフルタイムとパートの内訳を聞く。

人事課長

420名中フルタイムが113名、パートタイムが307名である。

古市三久委員

総務省の令和6年度調査結果では、本県の会計年度任用職員一般行政職は1,625名となっているが、県の回答ではないのか。

人事課長

会計年度任用職員の区分としては、事務職員のほか技術職員、技能職員、労務職員、特定会計年度任用職員、チャレンジ任用職員がある。委員が述べた人数には、

教育関係者分が含まれていると思われるが、県として把握している人数は、全部で1,550名である。

古市三久委員

総務省へは人事課が報告しているのではないのか。

人事課長

委員指摘の総務省資料については詳細を把握していないが、人事課で報告した人数のほか、他の任命権者により総務省へ報告された数が含まれている可能性があると考える。

古市三久委員

本県では、会計年度任用職員を再度任用する際に公募はしているのか。

人事課長

会計年度任用職員は、会計年度内の最長1年の雇用後、次年度に改めて受験しなくても能力実証により再度採用することができる。国の定めでは公募によらない再採用の上限回数を連続2回までとするよう努めるとされていたため、本県では2回更新により最長3年まで公募によらず再度採用することができる運用としている。

古市三久委員

公募しているのかどうかを聞いています。

人事課長

少なくとも3年ごとに公募している。

古市三久委員

人事院通知の「期間業務職員の適切な採用について」、総務省の「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」が令和6年6月に改正され、3年公募に関する上限規定が削除されたことは認識しているのか。

人事課長

国の通知は認識している。

古市三久委員

認識しているにもかかわらず、なぜ3年ごとの公募を続けているのか。

人事課長

総務省通知は技術的助言であり、各地方公共団体においては地域の実情等に応じつつ適切に対応されたいとの記載があったため、本県ではこれまで同様の運用を続

けている。なお、3年の期間を満了した職員が再度公募に応募した場合も継続任用を拒むことはない。

古市三久委員

本県が従来どおり3年ごとの公募を行っている理由は分からぬが、有為な人材確保が困難になるといった全国的な問題に対応するため、総務省などから制度を止めるよう通知が出されたものと思う。やはり、県でも様々な状況を判断し、会計年度任用職員のためにも公募制は止めるよう検討してほしいが、県の考えを聞く。

人事課長

国の助言は、3年継続雇用以降の公募を止めることができる運用と認識している。総務省のマニュアルでもできる限り広く募集を行うことが望ましいと記載されている。秋田県では、資格免許職の会計年度任用職員に継続して勤務してもらうために3年の期限を廃止したと聞いている。国としては、こうした地域の実情に応じて各都道府県が判断できるよう任意規定にしていると理解している。県としてはこれまでの運用を継続していく考え方である。

古市三久委員

やはり国の制度は採用すべきであり、3年ごとの公募は止めるべきであるとの意見を述べておく。

次に、会計年度任用職員の賃金について、人事委員会の勧告による給与改定があった場合、今年の4月まで遡及されるのか。

人事課長

差額分が支給される。

古市三久委員

4月に遡って支給されるとの理解でよいか。

人事課長

そのとおりである。

古市三久委員

期末勤勉手当にも反映されるのか。

人事課長

期末勤勉手当についても同様である。

古市三久委員

会計年度任用職員の人事評価制度はあるのか。

人事課長

会計年度任用職員についても人事評価制度を導入している。

古市三久委員

人事評価の結果は公開しているのか。

職員研修課長

人事評価制度については内部管理用であり公表はしていない。

古市三久委員

人事評価制度については客観性を担保する必要があると思うが、県の考え方を聞く。

職員研修課長

人事評価の客観性を担保するため、評価者に対し、評価の視点や評価技術の向上などを含めた研修を行い、均質な評価となるよう評価者の育成に努めている。

古市三久委員

人事評価の客観性の担保に向けてしっかりと取り組んでほしい。

次に、退職者数について、30人を超えた年度はあるか。

人事課長

令和6年度の退職者数は292名である。

古市三久委員

ハローワークに届け出ているのか。

人事課長

先ほど述べた退職者数は職員についてであった。会計年度任用職員については各部局で採用しているため、全退職者数は把握していない。

古市三久委員

退職者数が30人以上になった場合はハローワークに届け出ることになっているが、県は届け出ていないのか。

人事課長

繰り返しになるが、会計年度任用職員は各部局の所属単位で採用しているため、その中で運用している。

古市三久委員

県の組織的に部局に分かれているだけで、総務省の調査結果も県全体での人数で

あるため、総体的に会計年度任用職員の採用者数や退職者数を把握する必要があると思うが、どうか。

人事課長

国からの照会などには各部局からの報告に基づき対応しているが、会計年度任用職員の募集、採用、退職に関する手続は各部局が行っている。

古市三久委員

会計年度任用職員の賃金は幾らか。

人事課長

会計年度任用職員の賃金については、行政職給料表に基づいて設定されており、フルタイム勤務で新規任用された場合、年間の基本給は237万6,000円、期末手当、勤勉手当を含めた総額は296万8,020円である。

古市三久委員

時給では幾らか。

人事課長

今ほど述べた総額296万8,020円を時給換算すると約1,400円である。

古市三久委員

調査結果によると1,427円である。国では最低賃金を時給1,500円に引き上げるよう目標に掲げているが、昨今の物価高騰下においては1,700円程度が必要であると言われている。会計年度任用職員の賃金の引上げも検討してほしいとの要望である。

次に、会計年度任用職員の賃金について、継続雇用中は昇給する一方、退職後に新たに採用された場合は新規採用時の賃金額に戻ると聞いたが、どのような制度か。

人事課長

会計年度任用職員について、年度内は昇給しないため賃金額は変わらないが、次年度も引き続き雇用される場合は職務経験を踏まえ賃金額が上がる場合が多い。例えば、3年間勤務後に退職し1年のブランクを経て雇用された場合は、過去の職務経験を考慮した上で額を決定している。

古市三久委員

今ほどの答弁とは異なる運用がされている事例を聞いたことがあったため質問した。過去の職務経験が考慮された賃金額であるとの理解でよいか。

人事課長

会計年度任用職員については、職務経験を考慮し採用時に賃金額を決定している。

古市三久委員

職員採用について本県が置かれた状況は大変厳しいと思う。鳥取県では専門職の短時間勤務制を取り入れるなど多様な働き方を進めているが、専門職に限らず短時間勤務の希望者を正規職員として採用するなどの働き方改革に取り組んでほしい。会計年度任用職員の業務内容は軽いわけではなく、能力がある人を採用していると思うため、正規職員として採用し仕事がこなせる人材の育成が大切である。

また、多様な働き方を認めることで本県の競争力が上がり、採用試験の受験者も増えると思うため、福島県職員人材育成・確保基本方針において先進的な取組を取り入れてほしい。このような点を踏まえて部長の考えを聞く。

総務部長

国や先進的な取組を行っている都道府県の状況を調査し、本県にとってどのような制度が適切なのかしっかりと考えていく。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的な事項に対する質問を終結する。

次に、請願の審査に入る。

なお、本委員会に付託された請願のうち、新規請願71号外1件については、意見書の提出を求める請願であるため、別途審査を行う。

意見書の提出を求める請願を除く請願について、請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

ただいま朗読させた各請願について、方向づけを尋ねる。

初めに、継続請願44号について各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

継続の方向で願う。

宮川えみ子委員

採択の方向で願う。

猪俣明伸委員

継続の方向で願う。

水野さちこ委員

継続の方向で願う。

高宮光敏委員長

継続請願44号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願45号について各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

継続の方向で願う。

宮川えみ子委員

採択の方向で願う。

猪俣明伸委員

継続の方向で願う。

水野さちこ委員

継続の方向で願う。

高宮光敏委員長

継続請願45号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は10月1日に行う。

以上で意見書の提出を求める請願を除く請願の審査を終わる。

これをもって、総務部の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

再開は午後 2 時20分とする。

(午後 2 時 10 分 休憩)

(午後 2 時 20 分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

これより危機管理部の審査に入る。

直ちに議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第 1 号のうち本委員会所管分外 1 件を一括議題とする。

直ちに、危機管理部長の説明を求める。

危機管理部長

(別紙「9 月県議会定例会総務委員会危機管理部長説明要旨」説明)

高宮光敏委員長

続いて、危機管理課長の説明を求める。

危機管理課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

続いて、災害対策課長の説明を求める。

災害対策課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

宮川えみ子委員

危 2 ページの吾妻山火山シェルター整備事業について、概略とシェルター設置に関する考え方を聞く。

災害対策課長

まず、概略について説明する。本県には活火山がいくつかあるが、現在、活動がより活発な吾妻山の浄土平火口付近の噴煙が確認できるところを中心に半径約100mの範囲に複数のシェルターを設置する。こぶし大約10cmの噴石は約1,500mまで飛ぶと想定されていること、浄土平周辺の観光客や滞在者の人口密度を勘案し、火山防災協議会において決定した。

次に、シェルター設置についての考え方を説明する。本県では浄土平駐車場にコンクリート製のボックスカルバート型3基程度を設置する。また、吾妻小富士登山道に埋め戻し型2基程度を設置することを火山防災協議会において決定した。

古市三久委員

シェルター1基に収容できるのは何人か。

災害対策課長

3基で200人程度である。

古市三久委員

収容人数を200人程度にした根拠を聞く。

災害対策課長

火山防災協議会において議論した結果であるが、手元に資料がないため後日提出したい。

高宮光敏委員長

お諮りする。

ただいまの古市委員の質問に対する資料について、本委員会への提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認める。

いつまでに提出できるか。

災害対策課長

10月1日までに提出する。

高宮光敏委員長

10月1日までの提出を求める。

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

水野さちこ委員

会津地域で今年2月に観測史上まれに見る豪雪となった。除雪に対応した人たちから大雪に見舞われた場合に県立高校のグラウンドを雪捨て場にできないかとの声があった。南会津地域の県立高校では、一部雪捨て場として利用している事例があると聞いており、通常の積雪とは異なる災害級の大雪の場合に県立高校のグラウンドを雪捨て場にすれば、スムーズに除雪ができると思うが、どうか。

災害対策課長

除雪については土木部の所管である。2月の豪雪時は、土木部において阿賀川と会津若松市内では旧県立会津総合病院跡地を排雪場所に設定した。排雪場所の設定に至る経緯については、除雪業者、土地の管理者等と協議した結果と聞いている。

危機管理部においても土木部と連携して大雪対策にしっかりと取り組んでいく。

水野さちこ委員

グラウンドを雪捨て場にする場合、トラックの進入が可能かどうかの点も確認し、危機管理部と土木部の連携の下しっかりと対応願う。

古市三久委員

部長説明にあった「福島第一原子力発電所3号機におけるデブリの本格的な取り出しに向けた準備作業の内容」については、どのように公表されたのか。

原子力安全対策課長

2037年度から格納容器の横からの取り出しを開始し、2040年度から格納容器の上からデブリを小さく加工しながら取り出す計画である。取り出し開始までの準備期間は、原子炉建屋内の放射線量の低減、取り出し作業に干渉する機器や建屋の撤去、新たな構造物の設置、デブリ取り出し設備の設置等が今後12～15年程度かけて実施される。

東京電力においては、今後1～2年程度かけて現場検証と設計検証を進め、準備作業の成立性を再評価する。

県としては、廃炉安全監視協議会等を通じ燃料デブリの取り出しに係る作業内容が適切に行われているかを確認していく。

古市三久委員

準備に15年程度を要し完了は2051年になるわけである。2040年頃から取り出しを開始すると残りの10年で年間88 tを取り出さなければならないが、実現可能だと思うのか。

原子力安全対策課長

燃料デブリの取り出しは、先ほど述べたとおり2037年度から開始するとの検討結果が公表され、中長期ロードマップには2051年までの廃炉終了が目標として掲げられている。中長期ロードマップを策定する会議の議長である林官房長官は、7月29日の記者会見で、「今後、廃炉工程全体の具体化を進めつつ中長期ロードマップに示されている2051年までの廃炉終了を目指して取り組んでいく」と発言している。

県としては、引き続き国及び東京電力に対し、中長期ロードマップに基づき安全を最優先に着実に廃炉を進めるよう求めていく。

古市三久委員

県として科学的に廃炉工程の実現可能性を検証すべきであり、実現の可能性が低いのであれば、国や東京電力に対してロードマップの見直しや安全に廃炉作業を進めるための方法の再検討などを求める必要があると思う。県は県民に対して正確な情報を示すべきと思うが、県の考えを聞く。

原子力安全対策課長

国は、2051年までに廃炉作業を終了するとの目標を掲げていることから、県としては国と東京電力に対してその目標を実現できるように引き続き求めていく。

情報発信については、県民の不安解消や国内外における新たな風評を抑制するために大変重要であることから、国と東京電力に対し情報公開の徹底はもとより、廃炉の状況や今後のスケジュール、安全対策などの正確な情報を県民目線に立って分かりやすく発信するよう引き続き求めていく。

古市三久委員

課長が「正確な情報発信」と述べたが、やはり正確な情報を県民に知らせなければならないと思う。国が言っているからではなく、福島第一原子力発電所の廃炉は2051年までにできるのかどうかをしっかりと検証して県民に正確な情報を伝えるこ

とが県の役割であると思う。

次に、福島第一廃炉推進カンパニーの社長が福島第一原子力発電所の建屋の取り壊しについては未定であると発言しているが、県の考えでは、廃炉の完了は建屋を全部壊して更地にするまでという理解でよいか。

原子力安全対策課長

県では、これまで国及び東京電力に対して燃料デブリを安全かつ確実に取り出し、国の責任において燃料デブリを含む放射性廃棄物の処分方法の議論を進め、県外において適切に処分するよう求めているところであり、引き続き強く求めていく。

古市三久委員

県は建屋の解体を求めていないという理解でよいか。

原子力安全対策課長

原子力発電所の廃止措置終了の基準は法令で決まっており、使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物が敷地外に搬出され、敷地の土壤や残存する施設の放射線が人への影響のない状態になることが規定されている。

古市三久委員

デブリを取り出し、放射線量が基準値以下であれば建屋が残っていてもよいということか。

原子力安全対策課長

建屋に放射性物質が付着し人や環境に影響を与えるような状態であれば、廃止措置終了にはならないため、国、東京電力に対して、放射性物質を除去し県外に搬出するようこれまでも求めており、引き続き求めていく。

古市三久委員

放射性物質を全て取り除けば建屋をそのまま残してもよいという理解でよいか。

原子力安全対策課長

繰り返しになるが、廃炉終了の基準が法令で定められている。使用済燃料の搬出、燃料デブリを含む放射性廃棄物の敷地外搬出、敷地の土壤や残存する施設、建物については放射線防護を必要としない状態に適合した場合のみが廃炉終了と認められる。

古市三久委員

その基準に適合すれば建物が残るとの理解でよいか。

原子力安全対策課長

法律上は、放射線防護措置を必要としない状態であれば建物を残してもよいことになっている。

古市三久委員

原発事故の墓標のような建物を残してもよいが、その状態で双葉郡の住民が納得すると思うのか。

原子力安全対策課長

福島第一原子力発電所の現状では、放射性物質が敷地内に拡散し建屋にも相当付着していることから、それらを撤去して敷地外に出さなければならぬと考えている。法律による放射線防護措置を必要としない状態にあるものとして、事故後に建てた事務棟などの放射性物質が付着していない施設などは残すことは可能である。

古市三久委員

今の答弁によると、事故を起こした建屋は残せないということか。

県では全てを取り壊して更地にする考えではないのか。

原子力安全対策課長

放射性物質に汚染されていないものは法律上残すことが可能であることから、現在、県としては汚染されていないものの撤去までは求めていない。

古市三久委員

事故を起こした原子炉建屋を残すのかどうかを聞いている。

原子力安全対策課長

当然、福島第一原子力発電所の原子炉建屋、隣接する様々な建屋については、放射性物質が付着しているため解体して撤去する必要がある。

古市三久委員

福島第一廃炉推進カンパニーの社長は記者会見で建屋は壊さないと発言しているため、燃料デブリの取り出し後に廃炉作業を終了する可能性がある。この点について、その考えは誤りであると指摘して正すべきと思うが、県の考えを聞く。

原子力安全対策課長

福島第一廃炉推進カンパニー社長の発言については、どのような趣旨であったのか東京電力に確認する。

古市三久委員

記者会見において、中長期ロードマップの目標達成は厳しいのではないかという質問に対して、建屋解体は決まっていないと回答している。東京電力に確認願う。

原子力安全対策課長

当該発言があったかどうかも含め東京電力に確認する。

古市三久委員

次に、中長期ロードマップについては大幅に計画が遅延しているため、2051年までの廃炉は無理であり改訂するしかないと思う。原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）廃炉総括監の更田豊志氏も中長期ロードマップを改訂して新たな計画をつくる必要があると述べている。県として国、東京電力に対してロードマップの見直しを求めていくべきと思うが、県の考えを聞く。

原子力安全対策課長

国が策定している中長期ロードマップについては、従来から現場の状況、対策の進捗、研究開発の成果などを踏まえ、継続的な見直しが基本の方針とされている。

県としては、ロードマップ見直しの際には廃炉を安全かつ着実に進めるために必要な意見を述べていく。

古市三久委員

見直しの際ではなく、見直すべきである。

原発事故から時間が経過するにつれて原発内部の放射線量が高く、様々な問題から作業が進まないことが明らかになっている。燃料デブリを耳かき一杯分取るためにも何百人の作業員を動員している状況であり、作業員の安全を確保するためにも時間をかけた廃炉作業にならざるを得ない。中長期ロードマップの見直しについて県から国と東京電力に対し強く要望すべきと思うが、部長の答弁を求める。

危機管理部長

福島第一原子力発電所の廃炉については、まさに前例のない困難な作業が続いている。その作業の中で新しく判明した情報や新たな知見が生まれ、それがまた次の作業につながっていくといった流れの中で、安全かつ着実に作業を進めていくために工程の見直しがされていると承知している。一方で、廃炉全体の工程を管理する中長期ロードマップについては、国、東京電力が現時点では目標達成に向けてしっかりと取り組んでいくとしていることから、県としては国や東京電力の取組を監視し、技術的な問題については廃炉安全監視協議会で確認していく。安全かつ着実な

廃炉の実現に向けて国と東京電力に求め続けていくことに尽きると思っている。引き続き、県としてしっかりと取り組んでいく。

宮川えみ子委員

先週の県民参加の廃炉会議に出席した際に、NDFの更田廃炉総括監から、誰もが信頼できないような中長期ロードマップをいつまでも引きずることは、かえって不信を招くのではないかとの発言があった。情報収集や研究をしながら、誰が見ても信用できるロードマップを発表できるのではないかとの話もあったが、県はこのような意見交換を行っているのか。

原子力安全対策課長

地域との対話の集会において、NDFの更田廃炉総括監が再来年から中長期ロードマップの改訂や廃炉時期の見直しについて議論を始めると発言したことについては、NDFに事実関係を確認したところ、今後1~2年のうちにロードマップの見直しの要否も含めた検討のための材料をそろえていきたいと述べたものであり、ロードマップの改訂そのものや廃炉時期の見直しを再来年から始めるという趣旨の発言ではないことを確認している。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、危機管理部の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

(午後 3時 1分 休憩)

(午後 3時 2分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案3件を一括議題とし、審査及び方向づけを行

う。

議員提出議案の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

初めに、議員提出議案第103号について、各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

可決の方向で願う。

猪俣明伸委員

可決の方向で願う。

水野さちこ委員

可決の方向で願う。

宮川えみ子委員

可決の方向で願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第103号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第104号について、各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

否決の方向で願う。

猪俣明伸委員

継続の方向で願う。

宮川えみ子委員

可決の方向で願う。

水野さちこ委員

否決の方向で願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第104号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出継続審査議案第89号について、各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

継続の方向で願う。

猪俣明伸委員

可決の方向で願う。

水野さちこ委員

継続の方向で願う。

宮川えみ子委員

可決の方向で願う。

高宮光敏委員長

継続審査議案第89号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

新規請願71号については、さきに審査した議員提出議案第104号に関連していることから、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願59号については、さきに審査した議員提出継続審査議案第89号に

関連していることから、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は10月1日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

9月29日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、人事委員会事務局、出納局、監査委員事務局及び議会事務局の審査である。

これをもって散会する。

(午後 3時 6分 散会)